

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付要綱

平成 27 年 8 月 26 日 建設局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市発注工事の品質確保、並びに、地元中小建設関連業の品質管理能力の向上を図るべく、本市のローカルスタンダードの品質マネジメントシステムであるサッポロ QMS の認証取得の促進を図るとともに、認証取得に係る事業主の負担軽減のための助成金交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業主)

第 2 条 対象事業主は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有するもので過去 5 年の間に建設局所管工事の契約実績があるもの又は札幌市内に本店を有するもので過去 5 年の間に建設局所管の土木設計・調査及び測量に係る業務・役務の契約実績があるもの。
- (2) 札幌市税に滞納がないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業主(暴力団員が実質的に経営を支配する事業主その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業主をいう。)でないもの。

(助成の対象)

第 3 条 前条で定める事業主がサッポロ QMS を認証取得するために NPO 法人サッポロ QMS に、初回審査登録料金及びオプション料金として支払った費用であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請年度中に、サッポロ QMS と認証取得に関する契約を締結していること。
- (2) 申請年度中に、サッポロ QMS による必要な審査を受け、認証取得を認められること。

(助成金額)

第 4 条 前条に掲げる費用について、予算の範囲内において対象事業主に対して、NPO 法人サッポロ QMS に支払った金額の半額を助成するものとする。ただし、1 事業主の助成金の上限を 25 万円とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、NPO 法人サッポロ QMS と認証取得に係る契約締結した際には、サッポロ QMS の認証取得に対する助成金交付申請書(様式 1)に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに提出しなければならない。

- (1) 札幌市税に係る納税証明書
- (2) 過去 5 年の間に建設局所管工事又は土木設計・調査及び測量に係る業務・役務を受注した契約書(写し)
- (3) サッポロ QMS 認証取得に係る契約書(写し)
- (4) サッポロ QMS 構築スケジュール表

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- (1) 市長は審査の結果をサッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付(不交付)決定通知書(様式2)により直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 申請事業主は助成交付決定を受けた後、助成要件を満たさなくなったときは、速やかに市長に対して書面で報告しなければならない。

(認証取得完了の報告)

第7条 サッポロ QMS による審査を終了し、認証取得が認められた申請事業主はサッポロ QMS 認証取得報告書(様式3)及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) サッポロ QMS の登録証(写し)
- (2) サッポロ QMS の判定結果通知書(写し)
- (3) サッポロ QMS の領収書(写し)

(審査の結果通知及び助成金額の決定等)

第8条 市長は前条に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、サッポロ QMS の認証取得に対する助成金額決定通知書(様式4)により審査結果を通知する。

(助成金の請求)

第9条 申請事業主は、前条の規定によりサッポロ QMS の認証取得に対する助成金額決定の通知を受けたときは、サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付請求書(様式5)により市長に対して、申請を行った年度の末日までに請求するものとする。

2 市長は前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、助成金交付の決定を受けた又は助成金の交付を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付決定取消通知書(様式6)により助成金交付の決定を取消し又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成27年〇月〇日から施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
(担当者及び電話番号 ー)

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付申請書

サッポロ QMS の認証取得に係る契約を締結いたしましたので、下記の関係書類を添えて、助成金の交付を申請いたします。

※ 申請書と併せて、以下の書類を提出いたします。

- 市税に係る納税証明書
- 過去 5 年の間に建設局所管工事又は土木設計・調査及び測量に係る業務・役務を受注した契約書 (写し)
- サッポロ QMS の認証取得に係る契約書 (写し)
- サッポロ QMS 構築スケジュール表

様

札幌市長 印

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたサッポロQMS認証取得に対する助成金について、サッポロQMS認証取得に対する助成金交付要綱第6条の規定に基づき、審査の結果、下記のとおり助成金の交付（不交付）を決定いたしましたので通知します。

記

1 助成金の交付・不交付

- 助成金の交付要件を満たしていると判断します。
- 助成金の交付要件を満たしていないと判断します。

理由： _____

2 助成予定額 金 _____ 円

3 申請者番号 第 _____ 号

※ 申請者番号については、サッポロQMS認証取得報告書提出時や請求書提出時に記載する番号となります。

4 留意事項

次に掲げる事項に該当する場合は、助成金交付の決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
(担当者及び電話番号 ー)

サッポロ QMS 認証取得報告書

サッポロ QMS 認証取得結果について、下記のとおり関係書類を添えて、報告いたします。

記

- 1 登 録 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 2 有 効 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 認 証 取 得 費 用 金 _____ 円
- 4 申 請 者 番 号 第 _____ 号

※ 申請書と併せて、以下の書類を提出いたします。

- サッポロ QMS の登録証 (写し)
- サッポロ QMS の判定結果通知書 (写し)
- サッポロ QMS の領収書 (写し)

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金額決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたサッポロ QMS 認証取得に対する助成金につきまして、サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付要綱第 8 条の規定に基づく審査の結果、下記のとおり助成金額を決定いたしましたので通知します。

記

1 交付助成金額 金 _____ 円

2 申請者番号 第 _____ 号

※ 請求書に記載する番号となります。

様式 5

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
(担当者及び電話番号 -)

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付請求書

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

- 1 申請者番号 第 _____ 号
- 2 請求年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 請求金額 _____ 円

金融機関名		店 名	・本店 ・ 支店
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 口座名義人は、交付申請書の申請者と同一にしてください。

注意 申請者の印鑑部分については、助成金交付申請書に使用した印鑑で押印してください。

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで通知しましたサッポロ QMS 認証取得に対する助成金につきまして、サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり助成金交付決定を取消いたしましたので通知します。

記

申請事業主名	
申請者番号	
支給決定取消日	
取消額	
取消理由	